

団体貸出のご案内（一般団体向け）

2021年5月改定

利用される団体の方へ

1 利用できる団体

- (1) 市内で活動していること。
- (2) 会員数が10名以上であること。
- (3) 成人の責任者がいること。
- (4) 貸出を受けた図書の保管場所があること。

2 内容

| | |
|-----------|--|
| 対 象 | 児童館・学童保育所・地域文庫など |
| 貸 出 館 | 本館・東分室・緑分室・貫井北分室 |
| 利用日時 | 開館時間内 |
| 貸出予約 | 不要 |
| 貸出冊数 | 50冊以下 |
| 貸出期間 | 2か月 |
| 返却場所 | 借りた図書館（ブックポスト不可） |
| 配本・回収サービス | なし |
| 図書の予約 | 可（所蔵のみ） |
| 貸出できない図書 | 個人利用者の子約がある図書・同一の図書・CD・雑誌・持出禁止図書等 ※利用が多い一般書（旅行ガイドブック最新号等）を借りる場合は事前に図書館 までご相談ください |

3 利用の手順

- (1) 「小金井市立図書館利用カード」を発行します（初回のみ）。「団体登録申込書」を貸出館のカウンターでご記入いただくか、図書館ホームページからご自身で印刷・記入してお持ちください。登録の有効期限は申込日～当該年度末3月31日までです。翌年度以降は、年度ごとに更新の手続きをしてください。
- (2) 貸出館で本を借りることができます。本の子約をしたい場合は、リクエスト申込書をカウンターにお出しく下さい。（所蔵のない本、上記「貸出できない図書」は子約できません。）
- (3) 利用が終わりましたら、借りた図書館に返却をお願いします。貸出期間の延長はできません。

注意事項

- 1 図書にはシールやビニールテープ等を絶対に貼らないでください。
- 2 個人利用者から図書のリクエストがあったときは図書館より連絡いたしますので、2週間以内にお返しく下さい。（ブックポストでの返却も可能です。）
- 3 登録内容に変更があったときは、速やかにご連絡ください。
- 4 破損や紛失した図書は、同一、もしくは図書館が指定した図書を弁償していただきます。

(問合せ先) 小金井市立図書館 本 館：042-383-1138
東 分 室：042-383-4550
緑 分 室：042-387-7302
貫井北分室：042-385-3561